

## 介護保険料はきちんと納めましょう

介護保険料を滞納すると、介護サービスを受けるときに、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

### 納期限を過ぎると… ▶▶ 督促手数料や延滞金が発生します

- 督促が行われ、督促手数料や延滞金が徴収される事になります。

### 1年以上滞納すると… ▶▶ サービス料がいったん自己負担になる場合があります

- 要支援・要介護認定を受けた第1号被保険者（65歳以上）の人に、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書」が届きます。
- 介護サービスを受けた場合、いったん利用者が費用の全額を負担し、あとで介護保険課に領収書を持参して請求することにより、保険給付分の払い戻しをうけます。

### 1年6ヶ月以上滞納すると… ▶▶ 保険給付が一時差し止めになる場合があります

- 「介護保険給付の支払一時差し止め通知書」が届きます。
- 介護サービスを受けた場合、利用者が費用の全額を負担し、保険料を完納するまで保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

### さらに滞納が続くと… ▶▶ 保険給付から滞納保険料額が控除される場合があります

- 「介護保険滞納保険料控除通知」が届きます。
- あらかじめ本人に通知したうえで、差し止められている保険給付額から滞納している保険料額が控除（差引き）されます。

### 2年以上滞納が続くと… ▶▶ 利用者負担が上がります

- 保険料が遡って納めることができなくなります。（時効消滅）。
- 被保険者証には、給付の減額を受ける旨が記載されます。
- 時効が消滅すると、介護サービスを受ける場合、消滅した期間に応じてつぎの措置がとられます。
  - ①利用者負担が引き上げられます。
  - ②高額介護サービス費等が受けられなくなります。
- 減額の期間は、保険料の滞納期間に応じて算出されます。



### 【給付額減額期間の算定】

$$\text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{(\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間})} \times \frac{1}{2} \times 12(\text{月})$$

### 納付が難しいときは相談してください

災害など特別な事情があると認められたときは、保険料の減免制度がありますので、介護保険課保険料係までご相談ください。

沖縄市役所 健康福祉部 介護保険課 TEL：939-1212（代表）

# 沖縄市 介護保険の ご案内

## 第8期介護保険事業計画がスタート

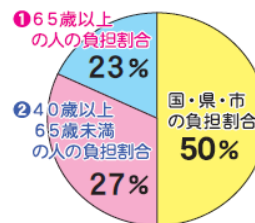
～介護保険料は介護保険の大切な財源～

介護保険事業計画は3年ごとに見直されます。  
令和3年4月1日から第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）がスタートしました。それとともない介護保険料が改定されました。

介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護サービス給付費等の増減や、介護保険料の収納率が、介護保険料額に影響します。



●65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、納付方法が違います。



- ①第1号被保険者（65歳以上の人）  
年金から天引き、納付書払い、口座振替で納付します。  
（資格取得日から月割り計算になります）
- ②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）  
加入している医療保険料と合わせて納付します。

## ■令和5年度 沖縄市介護保険料

段階	課税状況		対象者	保険料年額 (月額)	
	本人	世帯			
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	23,328円 (1,944円) <sup>(※2)</sup>	
第2段階			本人の前年の (合計所得金額(※1) + 課税年金収入額)	80万円以下の方	29,544円 (2,462円) <sup>(※2)</sup>
第3段階				120万円を超える方	47,424円 (3,952円) <sup>(※2)</sup>
第4段階	課税	課税	本人の前年の (合計所得金額(※1) + 課税年金収入額)	80万円以下の方	61,428円 (5,119円)
第5段階			80万円を超える方	77,760円 (6,480円)	
第6段階	課税	—	本人の前年の合計所得金額 (※1)	120万円未満の方	90,192円 (7,516円)
第7段階				120万円以上 210万円未満の方	108,864円 (9,072円)
第8段階				210万円以上 320万円未満の方	129,072円 (10,756円)
第9段階				320万円以上 400万円未満の方	135,300円 (11,275円)
第10段階				400万円以上 500万円未満の方	153,960円 (12,830円)
第11段階				500万円以上 700万円未満の方	160,176円 (13,348円)
第12段階				700万円以上 900万円未満の方	172,620円 (14,385円)
第13段階				900万円以上の方	177,288円 (14,774円)

(※1) 実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療控除をする前の金額です。長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除します。給与所得または公的年金に係る所得がある場合は、これらを合算した所得金額から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。また、第1～5段階については、課税年金収入に係る所得額を控除した額となります。

(※2) 消費税10%への引き上げに合わせて第1段階～第3段階の保険料が軽減されています。軽減内容は下記の通り。

軽減前保険料		→	軽減後保険料	
段階	保険料年額 (月額)		段階	保険料年額 (月額)
第1段階	38,880円 (3,240円)		第1段階	23,328円 (1,944円)
第2段階	48,984円 (4,082円)		第2段階	29,544円 (2,462円)
第3段階	51,312円 (4,276円)		第3段階	47,424円 (3,952円)

## 65歳以上の介護保険料の納め方

### 年金天引き(特別徴収)

#### 特別徴収について

介護保険料の算定は年度単位(4月から翌年3月)で行ないます。特別徴収の場合は、年金月(偶数月)に受給されている年金より天引きされます。

#### 対象となる人

年金(老齢福祉年金・寡婦年金・恩給などを除く)の年額が18万円以上の方

#### 納付方法

**4・6月** 前年の所得が確定していないので、**4・6月**の保険料額については前年度の所得段階をもとに算出されます。**(前年度2月の納付額と同額になります。)**

**8・10・12月** 前年の所得をもとに年間の保険料を決定し、**4月・6月**の保険料を差し引いた残りの額が**8月・10月・12月・2月**の年金から差し引かれます。

### 納付書払い・口座振替(普通徴収)

#### 普通徴収について

介護保険料の算定は年度単位(4月から翌年3月)で行ないます。普通徴収の場合は、年度分の保険料を6月から翌年3月までの10期に分けて支払いになります。

#### 対象となる人

- ①年度の途中で65歳になった方
- ②年金の年額が18万円未満の方
- ③年度の途中で他の市町村から沖縄市に転入してきた方
- ④年度の途中で所得段階が変わった方
- ⑤年度の初め(4月1日)に年金を受給していなかった方
- ⑥年金の受給権を担保に借入れしている方または現況届けが遅れた方

#### 納付方法

**納付書払い** 沖縄市から送られてくる、納付書をお持ちになり金融機関またはコンビニで納めます。  
※納付場所は納付書に記載されています。

**口座振替** 沖縄市から送られてくる、納付書の口座振替依頼書欄をご記入の上、**直接金融機関窓口**でお申込み下さい。  
※お申込みの際には、**口座振替依頼書、通帳及び通帳印**をご持参下さい。  
※すでにご登録されている場合は、**必要ありません。**

## 沖縄市の介護保険料の減免制度

※該当する方は毎年申請が必要です。減免相談はお早めにお問い合わせください。

1. 保険料段階が第1段階～第3段階にある方で、収入が少なく生活が困窮しており、つぎの要件すべてに該当する場合は、保険料の減額ができます。

- ①世帯全員が住民税非課税である
- ②世帯全員の前年度及び今年度1年間の収入見込金額が生活保護法で定める生活扶助・住宅扶助費の基準額未満である
- ③住民税課税者の親族等に扶養されていない
- ④住民税課税者の親族等と生計が同一ではない
- ⑤資産等(預貯金も含む)を活用してもなお、生活が困窮していると認められる場合

2. つぎの場合は、保険料段階に関係なく減免が適用されます。

- ①第1号被保険者またはその世帯員が所有し居住している住宅、家財等の財産が災害等により、著しい損害を受けた場合
- ②第1号被保険者またはその世帯員の死亡、心身の重大な障害、長期入院等により世帯の所得が前年中の所得と比べ著しく減少した場合
- ③第1号被保険者またはその世帯員の失業、事業の廃止及び事業での著しい損失等により世帯の所得が前年中の所得と比べ著しく減少した場合
- ④第1号被保険者またはその世帯員が干ばつや冷害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により世帯の所得が前年中の所得と比べ著しく減少した場合

3. 国外で生活していた方など、やむを得ない事情がある場合は、その期間の保険料を軽減します。

